

阿仏房尼御前御返事

建治元年九月三日 五四歳

御文に云はく「^{ふみ}謗法の^{ほうぼう}浅深^{せんじんきょうじゅう}輕重^{い か}に於ては罪報^{それ}如何なるや」云云。夫法華經の意は一切衆生皆成仏道の御經なり。然りといへども、信ずる者は成仏をとぐ、謗ずる者は無間大城に墮つ。^お「若し人信ぜずして斯の經を毀謗せば即ち一切世間の仏種を断ぜん。乃至其の人命終して阿鼻獄に入らん」とは是なり。謗法の者にも浅深輕重の異なりあり。法華經を持ち信ずれども、誠^{たも}に色心相應の信者、能持此經の行者はまれなり。此等の人は介爾ばかりの謗法はあれども、深重の罪を受くる事はなし。信心はつよく、謗法はよはき故なり。大水を以て小水をけすが如し。涅槃經に云はく「若し善比丘あって法を壊る者を見て、置いて呵責し駈遣し拳処せずんば、当に知るべし是の人は佛法の中の怨なり。若し能く駈遣し呵責し拳処せば、是れ我が弟子真の聲聞なり」云云。此の經文にせめられ奉りて、日蓮は種々の大難に値ふといへども、佛法中怨のいましめを免れんために申すなり。

但し謗法に至って浅深あるべし。^{いつわ}偽り愚かにしてせめざる時もあるべし。真言・天台宗等は法華誹謗の者、いたう呵責すべし。然れども大智慧の者ならでは日蓮が弘通の法門分別しがたし。然る間、^先まづまづさしをく事あるなり。立正安国論の如し。いふといはざるとの重罪免れ難し。云ひて罪のまぬがるべきを、見ながら聞きながら置いていましめざる事、眼耳の二徳^{まぬが}忽ちに破れて大無慈悲なり。章安の云はく「慈無くして詐^禁り親しむは即ち是彼が怨なり」等云云。重罪消滅しがたし。^{いよいよ}彌利益の心^{もつと}尤も然るべきなり。輕罪の者をばせむる時もあるべし。又せめずしてをくも候べし。自然になをる辺あるべし。せめて自他の罪を脱^{まぬが}れて、さてゆるすべし。其の故は一向謗法になれば、まされる大重罪を受くるなり。「彼が為に悪を除くは即ち是彼が親なり」とは是なり。日蓮が弟子檀那の中にも多く此くの如き事共候。さだめて尼御前もきこしめして候らん。一谷の入道の事、日蓮が檀那と内には候へども外は念仏者にて候ぞ。後生はいかんとすべき。然れども法華經十卷渡して候ひしなり。

彌信心をはげみ給ふべし。佛法の道理を人に語らむ者をば男女僧尼必ずにくむべし。よし、にくまばにくめ、法華經・釈迦仏・天台・妙樂・伝教・章安等の金言に身をまかすべし。如説修行の人とは是なり。法華經に云はく「^{く い}恐懼の世に於て能く須臾も説く」

云云。悪世末法の時、三毒強盛の悪人等集まりて候時、正法を暫時も信じ持ちたらん者をば天人供養あるべしと云ふ經文なり。

此の度大願を立て、後生を願はせ給へ。少しも謗法不信の^失とが候はゞ、無間大城疑ひなかるべし。譬へば海上を船にのるに、船を^粗ろそかにあらざれども、あか入りぬれば、必ず船中の人々一時に死するなり。なはて堅固なれども、蟻の^{あり}穴あれば必ず終に^{つい}湛へたる^溜水のたまらざるが如し。謗法不信のあかをと^固り、信心のなはてをかたむべきなり。浅き罪ならば我よりゆるして功德を得さすべし。重きあやまちならば信心をはげまして消滅さすべし。尼御前の御身として謗法の罪の浅深軽重の義を^問とはせ給ふ事、まことにありがたき女人にておはすなり。竜女にあに^豈をとるべきや。「我大乘の教を^{ひら}聞いて苦の衆生を度脱せん」とは是なり。「其の義趣を^難問ふは是則ち難しとす」と云ひて法華經の義理を問ふ人はかたしと説かれて候。相構へて相構へて、力あらん程は謗法をばせめさせ給ふべし。日蓮が義を助け給ふ事、不思議に覚え候ぞ、不思議に覚え候ぞ。穴賢穴賢。

九月三日

日 蓮 花 押

阿仏房尼御前御返事